

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」及び
「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の一部変更について

令和元年度(平成 31 年度)税制改正による「教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限の延長等制度変更に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」及び「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」を以下のとおり変更いたします。

【対象となる規定】

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

【改定内容の一部抜粋】

以下の下線部を追加・変更しました。

1. (特約の適用範囲)

(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること(2009年4月1日以後の贈与について適用)

4. (贈与者死亡時の定め)

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません。

10. (非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出)

貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額(以下「非課税拋出額」という。)が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。

11. (禁止行為)

貯金者は、次の各号の行為を行うことはできません。

- ① 口座名義を変更すること(婚姻等、貯金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除く)
- ② 貯金の譲渡に係る契約を締結すること
- ③ 貯金を担保に供すること
- ④ 第13条第1項に定める場合を除き、この特約に係る貯金口座を解約すること

12. (終了事由)

この特約は、普通貯金規定にもとづき、当組合が貯金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

- (1) 貯金者が30歳に達したこと 貯金者が30歳に達した日

貯金者が 30 歳に達した日において、以下の①または②のいずれかに該当し、30 歳に達した日の属する月の翌月末日までに①または②に該当することを明らかにする書類を添付し当組合に届け出をした場合、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合における、その年の 12 月 31 日または当該貯金者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

① 当該貯金者が学校等に在学している場合

② 当該貯金者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合

(2) 31 歳以上の当該貯金者がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当組合に届け出なかった場合

その年の 12 月 31 日

(3) 貯金者が死亡したこと 貯金者が死亡した日

(4) この特約に係る貯金の額が零となった場合において貯金者と当組合との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意にもとづき終了する日

【対象となる規定】

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

【改定内容の一部抜粋】

以下の下線部を追加・変更しました。

1. (特約の適用範囲)

(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。

④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用)

9. (非課税抛出現額の減少等があった場合の申告書の提出)

貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額 (以下「非課税抛出現額」という。) が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税抛出現額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。

※変更後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

※具体的な税務上の取り扱いにつきましては、税理士等専門家にご相談ください。

※お問い合わせの際は各 J A の窓口へお尋ねください。